

犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合
5年以下の拘禁刑または
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合
1年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

●動物の保護及び管理に関する法律

第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を施し、又はそのおそれのある行為をさせることみだりに、毒害若しくは給水をやめ、棄置し、その健康及び安全を維持することが困難な態様に陥らし、又は飼養管理が著しく適正を欠いた状態での愛護動物を飼養し、若しくは管理することにより疾病をさせること、自己の利益し、又は侵害する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な医療を行わないこと、許容物の破壊した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は管理することその他の虐待を伴つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

その瞬間
あなたは
犯罪者になる



動物の遺棄・虐待は

電話のお掛け間違いがない
ようにお願いします。



環境省

警察庁

天理警察署 0743-62-0110

中和保健所 0744-48-3033